

求人票

1. 以下の内容により主な労働条件は以下に通知する。

※変更点があった際には、通知の上で変更箇所に下線を引き再度本求人票を送付させていただきます。

所定労働日	土曜日、日曜日、国民の祝日を除く平日													
勤務形態	通常時間管理適用者（8職級以下） 企画/専門業務型裁量労働制適用者（9職級以上）													
勤務場所	東京都港区麻布台一丁目3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー 東京都渋谷区代々木三丁目22番7 新宿文化クイントビル ※但し、業務上の都合により、クライアント先または自宅での就業の場合がある													
所定労働時間	9:00～18:15 (うち休憩時間 75分間、12:00～13:00、15:00～15:15) ※企画/専門業務型裁量労働制適用者は（1日のみなし労働時間）8時間 ※業務都合により変更が発生する場合があります													
休日	完全週休2日制（土・日）、祝祭日 【年間休日120日以上】													
休暇	特別休暇、年末年始休暇、有給休暇（10日～20日）、産前産後・育児・介護休暇、慶弔休暇（結婚休暇、子女結婚休暇、配偶者出産休暇など）													
福利厚生	社会保険完備（雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険）、選択制確定拠出年金制度、資格取得支援制度、ふるさと納税制度、SHIFT提携保育園制度、リラクゼーション制度、部活動など													
募集職種および 仕事内容	コンサルタント 他社では学ぶことができない市場価値の高い品質保証領域を含め、幅広くDX/ITコンサルティングに関わることが可能です。お客様の課題に合わせ、上流～下流まで多様なプロジェクトを経験することができます。選考を通じ、ご自身の適性・志向性に合わせて最終的な配属先を決定させていただきます。													
	エンジニア 技術の専門性を武器に、お客様の課題解決を実施するコンサルタント要素の強いエンジニア職です。 具体的には、専門的な技術知見やスキルを活かし、アジャイル開発における品質課題の改善や、テスト自動化などの業務効率化、その他セキュリティ、インフラに関するお客様のさまざまな課題に上流から下流まで伴走支援します。													
	給与額の明細は以下の通りとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給（本給）</td> <td>一律の初任給ではなく、選考を通じた評価によって個別のオファー（年収）を提示いたします。 月給制、年収金額（400万円～800万円）の12分の1を毎月支給</td> </tr> <tr> <td>決算賞与</td> <td>業績により支給する場合がある</td> </tr> <tr> <td>調整給（本給）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>固定時間外勤務手当</td> <td>等級により、月あたり30時間～45時間分の時間外労働手当として支給する</td> </tr> <tr> <td>確定拠出手当</td> <td>自身の選択額相当（最大55,000円/月）</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>1ヶ月定期代相当（正社員：30,700円上限）</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	詳細	基本給（本給）	一律の初任給ではなく、選考を通じた評価によって個別のオファー（年収）を提示いたします。 月給制、年収金額（400万円～800万円）の12分の1を毎月支給	決算賞与	業績により支給する場合がある	調整給（本給）	なし	固定時間外勤務手当	等級により、月あたり30時間～45時間分の時間外労働手当として支給する	確定拠出手当	自身の選択額相当（最大55,000円/月）	通勤手当
名 称	詳細													
基本給（本給）	一律の初任給ではなく、選考を通じた評価によって個別のオファー（年収）を提示いたします。 月給制、年収金額（400万円～800万円）の12分の1を毎月支給													
決算賞与	業績により支給する場合がある													
調整給（本給）	なし													
固定時間外勤務手当	等級により、月あたり30時間～45時間分の時間外労働手当として支給する													
確定拠出手当	自身の選択額相当（最大55,000円/月）													
通勤手当	1ヶ月定期代相当（正社員：30,700円上限）													
特記事項	確定拠出選択金（55,000円）を自身の選択により「確定拠出年金」「確定拠出手当」に配分する（配分割合も選択可）。													

2. 既卒者は最終学歴により上記と同額を支給。

3. その他、疑義が生じた場合には法令に従う。